

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構契約監視委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 地方独立行政法人大阪市民病院機構業務方法書第17条に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の入札及び契約の適正を期するため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織等)

第2条 委員会は、内部統制担当役員、監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）で構成する。

- 2 委員は、理事長が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員会)

第3条 委員会は、内部統制担当役員の委員が招集し、その議事を掌理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。
- 3 委員会は、原則として毎年度1回開催する。ただし、委員会が必要と認めた場合は、随時に開催することができる。
- 4 委員会は、第2条に掲げる者のほか委員会が必要と認める者を招集して行うことができる。

### (報告)

第4条 地方独立行政法人大阪市民病院機構会計規程第6条に規定する経理責任者は、委員会開催日の属する年度の前年度に締結した次の各号に掲げる契約について、委員会に報告しなければならない。

- (1) 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。）  
契約金額が一件あたり500万円を超えるもの
- (2) 財産の買入れ  
契約金額が一件あたり320万円を超えるもの
- (3) 物件の借入れ  
契約金額が一件あたり160万円を超えるもの
- (4) 財産の売払い  
契約金額が一件あたり100万円を超えるもの
- (5) 物件の貸付け  
契約金額が一件あたり60万円を超えるもの

(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの  
契約金額が一件あたり 200 万円を超えるもの

2 経理責任者は、次条に規定する個別に監視する契約について、関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。この場合、関係書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札

ア 公告文の写し

イ 仕様書の写し

ウ 入札経過調書の写し

(2) 随意契約

地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第 14 条第 1 項第 2 号から第 9 号を適用した根拠となる書類の写し

(監視事項)

第 5 条 委員会は、前条第 1 項の報告により、個別に監視する契約を抽出する。

2 委員会は、前項で抽出した契約の入札及び契約手続きに関し、公正性、透明性、合理性の観点から、次の事項について検証を行う。

(1) 入札参加資格の設定の理由及び経緯

(2) 指名競争入札における指名理由及び経緯

(3) 随意契約の理由及び経緯

(4) その他、委員会が検証を要すると認めた事項

(意見の具申又は勧告)

第 6 条 委員会は、前条第 2 項により監視した入札及び契約手続きに関し、不適切又は改善すべき事項があると認めるときは、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、この規定による業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総合医療センター総務部財務課において行う。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。